

## V

財産を相続したときにかかる税金  
(相続税)

## 1

## 相続税とは

## (1) 相続税とは

相続税は、相続、遺贈（遺言による遺産の取得）または死因贈与（死亡を原因とする贈与契約の成立）によって財産を取得した場合に、その取得をした人に対し、その取得した財産の価額を対象として課税されるものです。相続税には基礎控除があり、遺産の額が、5,000万円（平成27年1月1日以後の相続、遺贈については3,000万円）に法定相続人1人につき1,000万円（平成27年1月1日以後の相続、遺贈については600万円）の割合で計算した金額を加算した金額に満たない場合には、課税されません。

## (2) 相続税額計算のしくみ

相続税は次のように求めます。

- ① 相続や遺贈によって相続人が取得した財産の価額を、相続人別に計算します。この場合、相続人が負担した被相続人の債務や葬式費用の額は、その人の取得した財産の価額から差し引きまます。また、相続や遺贈で財産を取得した人のうち相続開始前3年以内にその被相続人（亡くなった人）から贈与によって取得した財産のある人や、相続時精算課税制度の適用を受けて贈与された人がいる場合には、その財産贈与の価額を加算します。

この加算後の価額を課税価格といい、全相続人のこの課税価格を合計したものを課税価格の合計額といいます。

- ② 課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額（「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」。平成27年1月1日以後の相続、遺贈については「3,000万円+600万円×法定相続人の数」）を差し引きまます。

この差し引いた後の金額が課税遺産総額です。

- ③ 遺産を実際に相続人の間でどのように分割したかに関係なく、課税遺産総額を被相続人の法定相続分に応じて取得したものと仮定して相続人ごとの取得金額を計算します。

この相続人ごとの取得金額にそれぞれ相続税の税率を乗じて計算した金額を合計した金額が相続税の総額です。

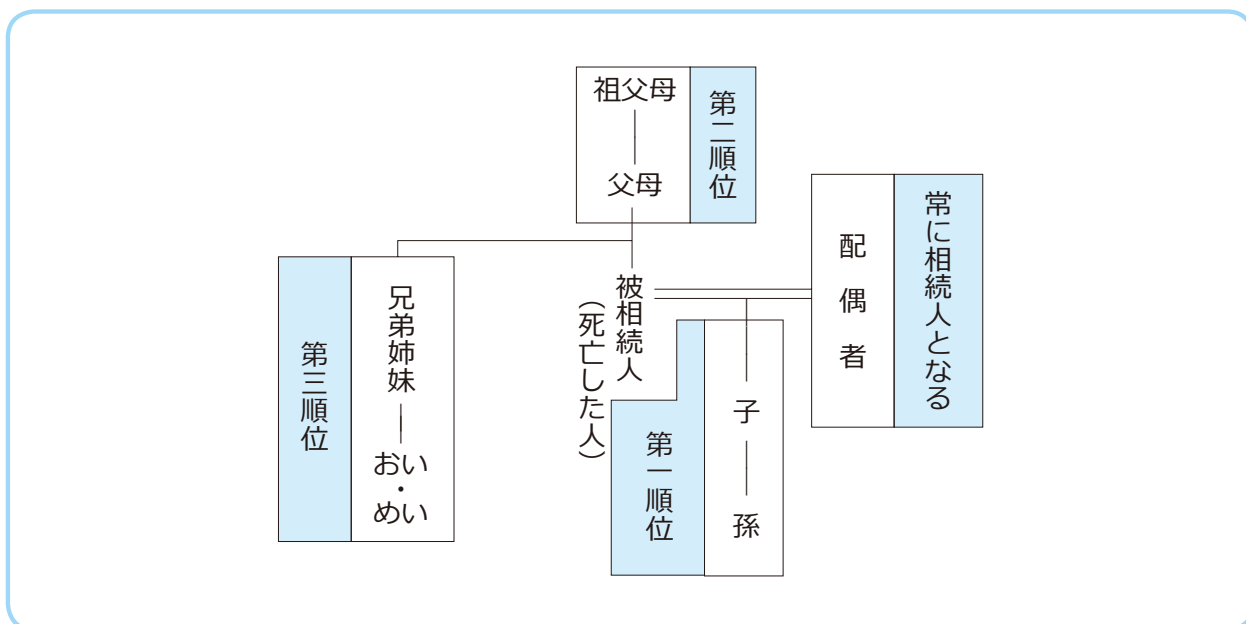
- ④ 相続税の総額を各相続人が実際に取得した財産の価額の比率によって按分して計算した金額が、各相続人の相続税額となります。

## (3) 相続人

相続人となるべき人の範囲と順位は次のとおりです。

本資料は、平成26年4月1日現在の法令に基づいて作成されており、今後の法令改正等により内容が変更となる場合がございます。実際の取扱いにつきましては、所轄の税務署等、専門家へご相談ください。

■ 相続人となるべき人の範囲と順位



(4) 課税遺産

① 相続財産

相続財産は、被相続人の有していた土地・建物・不動産上の権利・有価証券・預金等のほか著作権等の無形財産も含まれます。地上権、借地権等も相続財産になります。なお、借家権は通常評価しないこととなっています。

イ. 保険金等

被相続人が保険料を負担した保険契約につき、被相続人の死亡によって相続人その他の者が支払いを受ける保険金は相続財産とみなされます。

ただし、生命保険金のうち、500万円×法定相続人の数までは非課税財産となります。

ロ. 被相続人の死亡退職金

被相続人の死亡によって、被相続人に支給されるべきであった退職手当金が相続人等に支給されたときは、その退職手当金は相続財産とみなされます。

ただし、死亡退職金のうち、500万円×法定相続人の数までは非課税財産となります。

ハ. 被相続人の死亡によって、被相続人が掛金等の負担者であり、かつ、受取人となっていた定期金（年金等）の受取人の地位を承継したときは、その受給権は相続財産とみなされます。

② 非課税財産

相続税が非課税とされている財産は次のとおりです。

イ. 墓所等

ロ. 心身障害者共済制度に基づく給付金受給権

ハ. 相続人が取得した死亡保険金、死亡退職金のうち、法定相続人1人あたり500万円までの部分

本資料は、平成26年4月1日現在の法令に基づいて作成されており、今後の法令改正等により内容が変更となる場合がございます。実際の取扱いにつきましては、所轄の税務署等、専門家へご相談ください。

## (5) 課税価格

相続税の課税価格は、財産の取得者ごとにそれぞれが取得した課税財産の価額の合計額から、承継した債務の金額および葬式費用の額を控除した金額です。

### ① 債務控除

相続人が被相続人の債務を承継して負担するとき、または被相続人の葬式に要した費用を負担するときは、それらの債務等を相続等により取得した財産の価額から控除して相続税の課税価格を計算することとしています。

控除する債務には次のものがあります。

イ. 被相続人の債務で相続開始の際、現に存在するもの（公租公課を含みます）

ロ. 被相続人に係る葬式費用（いわゆる香典返しに要した費用はこれに含まれません）

### ② 遺産未分割の場合の課税価格

相続税の申告書の提出時までには遺産が未分割である場合には、民法の法定相続分に従って遺産を取得したものとして相続税の課税価格を計算します。

### ③ 相続開始前3年以内の贈与財産等

相続・遺贈または死因贈与によって財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から財産の贈与を受けている場合、および相続時精算課税制度の適用を受けて財産の贈与を受けている場合には、その贈与財産の価額は、その者の相続財産に加算することとされます。

なお、この場合の贈与財産について贈与税が課税されている場合には、相続税の税額の計算上その贈与税額を控除することになります。また、贈与税の配偶者控除の適用を受けたもの（居住用財産）のうち、その控除額に相当する部分については、加算しないこととされています。

## (6) 遺産に係る基礎控除額の計算

相続税の総額を計算する際に控除される遺産に係る基礎控除は、  
 $5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人の数}$ （平成27年1月1日以後の相続、遺贈については、  
「 $3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数}$ 」）とされています。

以下の場合、遺産に係る基礎控除額は次のようになります。

### ① 法定相続人が、妻および長男の2人の場合

$5,000万円 + 1,000万円 \times 2人 = 7,000万円$ （平成27年1月1日以後の相続、遺贈については、  
「 $3,000万円 + 600万円 \times 2人 = 4,200万円$ 」）

### ② ①について、長男が被相続人の相続開始前に死亡しており、その長男に子供が2人いた場合

この場合の遺産に係る基礎控除額の計算上の法定相続人は、妻と長男の相続権を引き継いだ（代襲相続人といいます）孫Aおよび孫Bの3人となります。したがって、遺産に係る基礎控除額は次のようになります。

$5,000万円 + 1,000万円 \times 3人 = 8,000万円$   
（平成27年1月1日以後の相続、遺贈については、「 $3,000万円 + 600万円 \times 3人 = 4,800万円$ 」）

## (7) 配偶者に係る相続税額の軽減

配偶者が相続または遺贈により財産を取得した場合には、次の①の金額から②の金額を差し引いた額が、配偶者の納税額となります。

本資料は、平成26年4月1日現在の法令に基づいて作成されており、今後の法令改正等により内容が変更となる場合がございます。実際の取扱いにつきましては、所轄の税務署等、専門家へご相談ください。

① 配偶者について次の算式によって算出された相続税額

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{配偶者の課税価格}}{\text{各相続人等の課税価格の合計額}}$$

② 配偶者の相続税額の軽減額の計算

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\left. \begin{array}{l} \text{①各相続人等の課税価格の合計額に占める配偶者の法定相続分相当} \\ \text{額（1億6,000万円のほうが大きい場合は、1億6,000万円）と} \\ \text{②配偶者の実際の取得金額とのうちいずれか少ないほうの金額} \end{array} \right\}}{\text{各相続人等の課税価格の合計額}}$$

(8) 税率

相続税の税率は次のとおりです。

■相続税の速算表

相続人の法定相続分に応ずる 取得金額	平成26年12月31日までの相続		平成27年1月1日以後の相続	
	税率(%)	控除額(万円)	税率(%)	控除額(万円)
1,000万円以下	10	—	10	—
1,000万円超 3,000万円以下	15	50	15	50
3,000万円超 5,000万円以下	20	200	20	200
5,000万円超 1億円以下	30	700	30	700
1億円超 2億円以下	40	1,700	40	1,700
2億円超 3億円以下			45	2,700
3億円超 6億円以下	50	4,700	50	4,200
6億円超			55	7,200

相続税額 = 法定相続分に応ずる取得金額 × 税率 - 控除額

(9) 税額の加算および控除

算出された税額に次のような税額の加算や各種の税額控除を行って計算した金額が各人の納める相続税額になります。

① 相続税額の加算

相続や遺贈によって財産を取得した人が被相続人の一親等の血族（代襲相続人を含む）および配偶者以外の人であった場合には、その人の相続税額の2割にあたる金額が加算されます。

② 各種の税額控除等

- イ. 贈与税額控除……相続税の課税価格に加算された贈与財産の価額に対する贈与税額が控除されます。
- ロ. 未成年者控除……相続人が未成年の場合は、20歳に達するまでの年数1年につき6万円（平成27年1月1日以後の相続、遺贈は10万円）が控除されます
- ハ. 障害者控除……相続人が障害者の場合は、85歳に達するまでの年数1年につき6万円（平成27年1月1日以後の相続、遺贈は10万円）、特別障害者の場合は12万円（平成27年1月1日以後の相続、遺贈は20万円）が控除されます。
- ニ. 相次相続控除……10年以内に2回以上の相続があり、同じ財産に相続税が2回課税される場合には、前回の相続において課税された相続税額のうち、1年につき1/10の割合で逡減した後の金額が今回の相続に係る相続税額から控除されます。
- ホ. 外国税額控除……外国にある財産を相続で取得した場合に、外国で相続税に相当する税が課されたときは、相続税額から外国で課された税額を控除することができます。

本資料は、平成26年4月1日現在の法令に基づいて作成されており、今後の法令改正等により内容が変更となる場合がございます。実際の取扱いにつきましては、所轄の税務署等、専門家へご相談ください。

## (10) 相続税の申告および納付

相続税は相続によって取得した課税価格の合計額が、原則として基礎控除額を超える場合に申告をし、納付をすることになります。申告期限はその相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内とされています。

### ① 延納

納付すべき相続税額が10万円を超える場合には、納税義務者の申請により原則として5年以内の年賦延納が認められることになっています。ただし、金銭で一時に納入することを困難とする事由がある場合に限られます。

### ② 物納

相続税は現金で納付することが原則とされていますが、延納によっても現金で納付することが困難である場合には、相続財産で物納することができることになっています。

なお、物納財産の収納価額については、原則としては、課税価格の計算の基礎となったその財産の価額とされます。